



宮 崎 県 公 報

平成28年10月13日 (木曜日) 第 2837 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (総務事務センター) 1

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (福祉保健課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (") 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… (") 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支

- 援事業所) の休止…………… (福祉保健課) 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (") 3
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 3
- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 4
- 特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定 (2 件) …… (") 4
- 林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 4

公 告

- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 4
- 入札公告…………… 5

企業局企業管理規程

- 企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程…………… 6

正 誤

- 平成28年9月29日付け県公報 (第2833号) 中…………… 9

規 則

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第71号

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則 (昭和32年宮崎県規則第47号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第24条 条例第60条の規定により遺族一時金を請求する場合は、遺族一時金請求書に重度障害の状態にあることを証する診断書及び生活資料を得る途のないことを証する市町村長の証明書のほか、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第24条 条例第60条第1項の規定により遺族一時金を請求する場合は、遺族一時金請求書に重度障害の状態にあることを証する診断書及び生活資料を得る途のないことを証する市町村長の証明書のほか、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>第25条 条例第61条の規定により遺族一時金を請求する場合は、遺族一時金請求書に、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第25条 条例第61条第1項の規定により遺族一時金を請求する場合は、遺族一時金請求書に、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>第33条 年金を受ける者が禁錮以上の刑に処せられたとき (条例第7条第2項に規定する犯罪以外の犯罪について刑の執行猶予の言渡を受けたときを除く。)、又は刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、その事実を証する書類を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第33条 年金を受ける者が禁錮以上の刑に処せられたとき (条例第7条第2項に規定する犯罪以外の犯罪について刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときを除く。)、又は刑の全部若しくは一部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その事実を証する書類を添えてその旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>様式第8号 (その1) (第23条、第24条関係)</p> <p>[略]</p> <p>下記の者は、年 月 日死亡しましたので退職年金及び退職一時金に関する条例第60条の規定により遺族一時金を支給して下さるよう証拠書類を添えて請求します。</p>	<p>様式第8号 (その1) (第23条、第24条関係)</p> <p>[略]</p> <p>下記の者は、年 月 日死亡しましたので退職年金及び退職一時金に関する条例第60条第1項の規定により遺族一時金を支給して下さるよう証拠書類を添えて請求しま</p>

[略]

様式第 8 号 (その 2) (第23条、第25条関係)

[略]

下記の者は、 年 月 日在職中死亡しましたので退職年金及び退職一時金に関する条例第61条の規定により遺族一時金を支給して下さるよう証拠書類を添えて請求します。

[略]

様式第24号 (その 1) (第32条関係)

[略]	[略]
無期又は 3 年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと	[略]
3 年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと	[略]
退職年金受給者が恩給法上公務傷病年金受給者の公務員又は公務員とみなされる者若しくは地方自治法施行令第 8 章の規定の適用を受ける都道府県の職員としての再就職	[略]
[略]	[略]

[略]

す。

[略]

様式第 8 号 (その 2) (第23条、第25条関係)

[略]

下記の者は、 年 月 日在職中死亡しましたので退職年金及び退職一時金に関する条例第61条第 1 項の規定により遺族一時金を支給して下さるよう証拠書類を添えて請求します。

[略]

様式第24号 (その 1) (第32条関係)

[略]	[略]
無期又は 3 年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと	[略]
3 年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと	[略]
退職年金受給者が恩給法上公務傷病年金受給者の公務員又は公務員とみなされる者若しくは地方自治法施行令第 10 章の規定の適用を受ける都道府県の職員としての再就職を	[略]
[略]	[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 652号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 あゆみ	小林市細野2203番地 3 ボノール上町 1 号	訪問介護ステーションあゆみ	小林市細野2203番地 3 ボノール上町 1 号
社会福祉法人西都市社会福祉協議会	西都市大字清水1035番地 1	西都市南地区地域包括支援センター	西都市大字清水1035番地 1

- 2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
訪問介護ステーションふきのとう	訪問介護ステーションあゆみ	平成27年 8 月25日
西都市地域包括支援センター	西都市南地区地域包括支援センター	平成28年 4 月 1 日

宮崎県告示第 653号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 みらい	都城市上川東 4 丁目 7 号 3 番地	訪問介護事業所みらい	都城市上川東 4 丁目 2 号 8 番地

株式会社 日本セー フティー サービス	都城市下長飯町 5 74-7	株式会社 日本セー フティー サービス	都城市下長飯町 5 74-7
合同会社 あゆみ	小林市細野2202番 地3 ボヌール上 町1号	訪問介護 ステーシ ョンあゆ み	小林市細野2202番 地3 ボヌール上 町1号

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市上川東4丁目7号 3番地	都城市上川東4丁目2号 8番地	平成28年 9月20日
都城市大王町18街区21号	都城市下長飯町 574-7	平成28年 4月1日
西諸県郡高原町大字西麓 515番地9	小林市細野2202番地3 ボヌール上町1号	平成27年 8月25日

宮崎県告示第 654号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 みらい	都城市上川東4丁目7号3番地	居宅介護 支援事業 所わたぼ うし	都城市上川東4丁目2号8番地

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市上川東4丁目7号 3番地	都城市上川東4丁目2号 8番地	平成28年 9月20日

宮崎県告示第 655号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社 団政和会高 橋医院	延岡市北浦 町古江2349 番地4	医療法人社 団政和会高 橋医院	延岡市北浦 町古江2349 番地4	平成28年 9月11日

宮崎県告示第 656号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
小牟田 結香 （まごころ鍼灸整 骨院）	都城市都北町3530-3	平成28年9月26日
疋田 良 （NAG I 訪問マ ッサージ）	串間市大字市木 152	平成28年9月26日

宮崎県告示第 657号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
林 克 裕	宮崎県済生 会 日向病 院	門川町	内科	平成28年10 月1日
浅 井 源 之	宮崎県済生 会 日向病 院	門川町	内科	平成28年10 月1日

川 村 秀 尚	宮崎県済生 会 日向病 院	門川町	外科	平成28年10 月 1 日
長 島 克 弘	国民健康保 険高原病院	高原町	内科	平成28年10 月 1 日
宮 田 隆 司	藤元総合病 院	都城市	リハビリ テーショ ン科	平成28年10 月 1 日
久保田 哲 代	宮崎県済生 会 日向病 院	門川町	内科	平成28年10 月 1 日
山 縣 美 奈 子	宮崎県済生 会 日向病 院	門川町	内科	平成28年10 月 1 日

宮崎県告示第 658号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字後川3013-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 659号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称
 - 下那珂特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
 - 宮崎市佐土原町下那珂に所在する県道塩路佐土原線と市道片瀬原下山線の交点を起点とし、同所から東へ進み市道有料道路南側線へ至り、市道有料道路南側線を南東へ進み、市道開バ 5 号線及

び市道開バ 7 号線を南へ進み突き当たりを西へ進み県道塩路佐土原線へ至り、県道塩路佐土原線を南へ進み市道南片瀬原東下山 2 号線との交点に至り、同所から市道南片瀬原東下山 2 号線を西へ進み市道四本松塩路線へ至り、市道四本松塩路線を北西へ進み市道片瀬原西下山線との交点に至り、同所から市道片瀬原西下山線を北へ進み市道片瀬原下山線との交点に至り、同所から市道片瀬原下山線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間
 - 無期限

宮崎県告示第 660号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称
 - 森山特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
 - 延岡市北浦町古江に所在する下阿蘇河川口を起点とし、海岸線を南に進み旧延岡市と旧北浦町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み携帯電話中継施設入口に至り、同所から林道森山線を北西に進み稜線に至り、同所より同稜線を南東に進み案内板に至り、同所より林道森山線を南に約 2,000メートル進み市道松ノ木森山線との交点に至り、同所より同市道を東に進み稜線に至り、同所から同稜線を南に進み阿蘇集落を経て起点に至る線で囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間
 - 平成28年11月 1 日から平成38年10月31日まで

宮崎県告示第 661号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1331	黒木 雄大 東臼杵郡諸塚村大 字家代3681番地	採取	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	黒木 雄大 東臼杵郡諸塚村大 字家代3681番地

公 告

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分をした年月日
 - 平成28年10月 3 日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

ニュースターコミュニケーションズ株式会社

宮崎県都城市前田町 7 - 20

宮崎県知事許可（般 - 26）第 13330号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

吉原 和雄

4 処分の内容

平成28年10月18日から平成28年10月24日までの7日間、電気工事業に係る営業のうち、民間工事に係るものの営業停止を命じる。

（注1） 「電気工事業に係る営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注2） 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

5 処分の原因となった事実

ニュースターコミュニケーションズ株式会社は、民間発注工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、同号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。

このことは、同法第16条第2号に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 本部庁舎LAN機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成29年2月1日から平成34年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する

。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む。）の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。

(6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者でないこと。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して次の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号

郵便番号 880 - 8509 電話番号0985 (31) 0110

(2) 提出期間 平成28年10月13日（木）から平成28年11月7日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

<p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵送にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成28年11月18日（金）までに通知する。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 平成28年10月13日（木）から平成28年11月21日（月）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 平成28年10月13日（木）から平成28年11月7日（月）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>7 入札及び開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部7階 703会議室</p> <p>(2) 日時 平成28年11月22日（火）午後1時30分</p> <p>(3) 提出方法 上記日時に持参により提出すること。送付その他の手段による提出は受け付けない。</p> <p>8 入札保証金 宮崎県財務規則第100条の規定による。</p>	<p>9 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110</p> <p>12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease of head office LAN equipment, 1 sets</p> <p>(2) Time limit for tender 5:00 p.m. 7 November, 2016</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110</p>
--	--

企業局企業管理規程

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
平成28年10月13日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第5号

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

企業局保安規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目 次	目 次
第1章～第6章 [略]	第1章～第6章 [略]
第7章 法定事業者検査	第7章 法定事業者検査及び使用前自己確認
第20条 法定事業者検査に係る実施体制 ----- 5	第20条 法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制 ----- 5
第21条 法定事業者検査の結果の記録 ----- 6	第21条 法定事業者検査の結果の記録 ----- 6
別表第1 保安に関する組織 ----- 8～13	別表第1 保安に関する組織 ----- 9～14
別表第2 管理職員の業務分掌 ----- 14	別表第2 管理職員の業務分掌 ----- 15
別表第3 巡視、点検及び検査に関する基準 --- 15～17	別表第3 巡視、点検及び検査に関する基準 --- 16～18
別表第4 細則一覧表（基本的職務） ----- 18	別表第4 細則一覧表（基本的職務） ----- 19
第1章～第6章 [略]	第1章～第6章 [略]
第7章 法定事業者検査 （法定事業者検査に係る実施体制）	第7章 法定事業者検査及び使用前自己確認 （法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制）
第20条 法定事業者検査は、主任技術者の保安監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。	第20条 法定事業者検査又は使用前自己確認は、主任技術者の保安監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。
2 前項の法定事業者検査においては、電気工作物の工事が工事計画に従って行われたものであること及び電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。	2 前項の法定事業者検査においては、 <u>当該事業用</u> 電気工作物の工事が工事計画に従って行われたものであること及び <u>当該事業用</u> 電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

3 第一項の使用前自己確認においては、当該事業用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

(使用前自己確認の結果の記録)

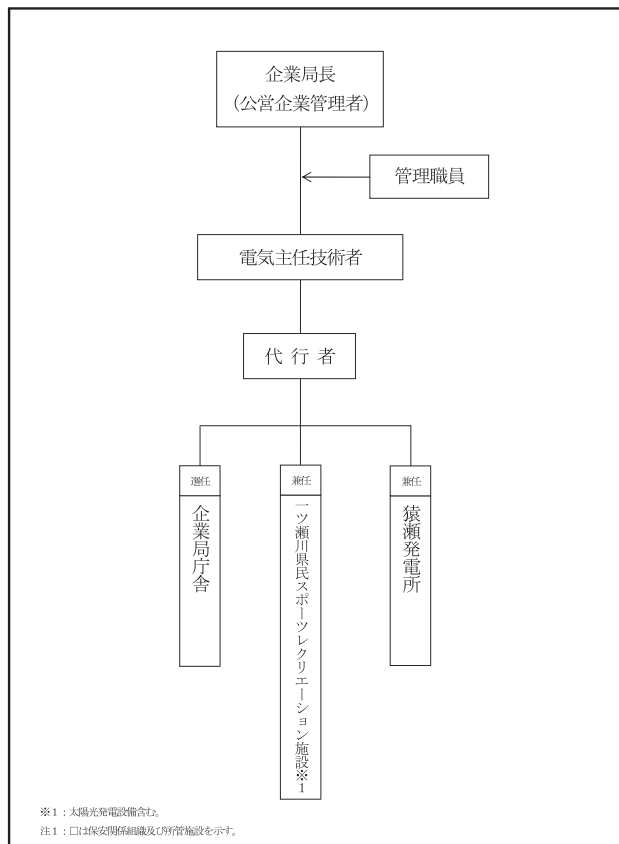
第22条 使用前自己確認に関する記録は、次の各号に示す事項について記録しておくものとする。

- 一 使用前自己確認を行った年月日
- 二 使用前自己確認の対象
- 三 使用前自己確認の方法
- 四 使用前自己確認の結果
- 五 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名
- 六 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 当該事業用電気工作物の種類に応じて経済産業省令で定める添付書類

2 使用前自己確認の結果の記録は、5年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る事業用電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

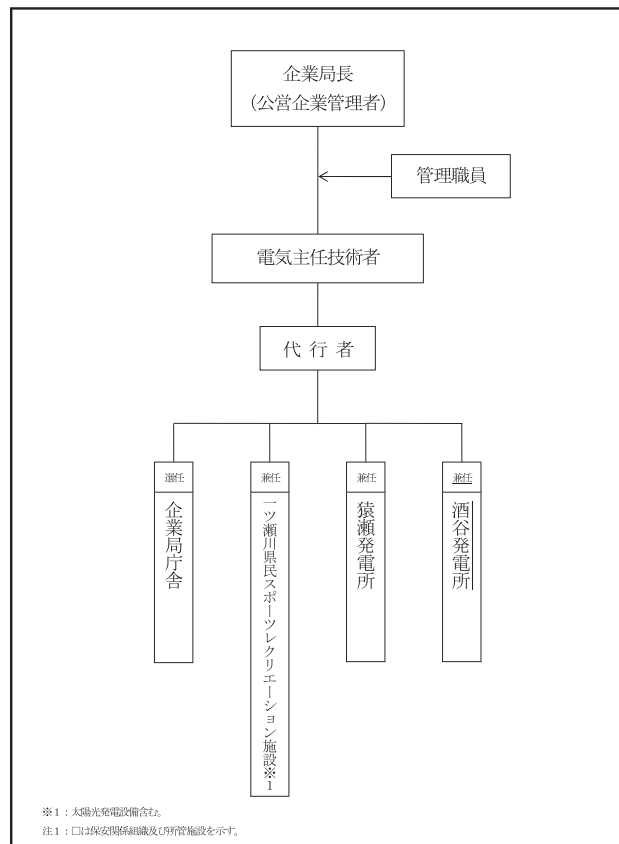
別表第1 (第4条関係) 保安に関する組織
 (本局(石河内第一、渡川、浜砂、祝子、上祝子、工業用水道))
 [略]
 (本局(綾第二、綾第一、田代八重、三財、立花、岩瀬川))
 [略]
 (2,000kW未満(高圧以下)の発電所及び需要設備)

別表第1 (第4条関係) 保安に関する組織
 (本局(石河内第一、渡川、浜砂、祝子、上祝子、工業用水道))
 [略]
 (本局(綾第二、綾第一、田代八重、三財、立花、岩瀬川))
 [略]
 (2,000kW未満(高圧以下)の発電所及び需要設備)



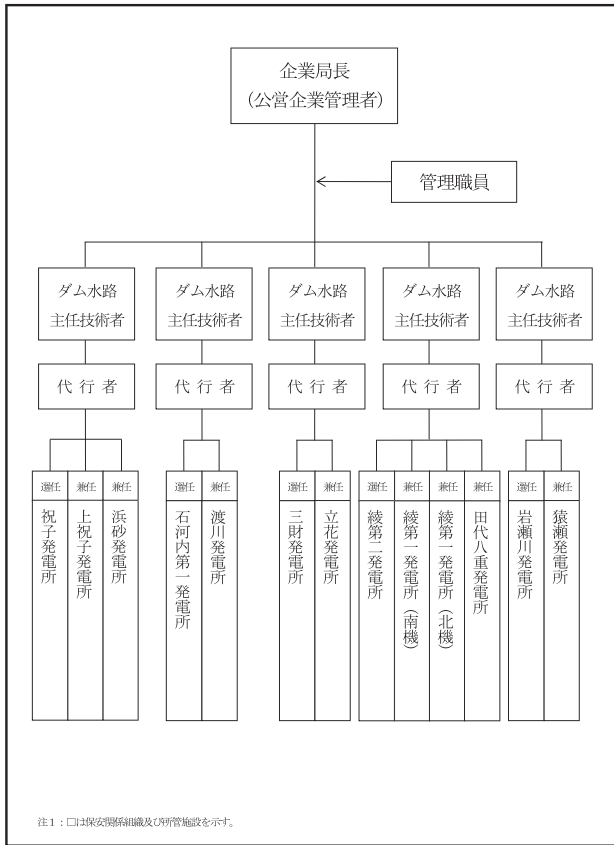
※1:太陽光発電設備含む。
 注1:□は保安関係組織及び所管施設を示す。

(水力発電所建設に係る事業場) [略]
 (水力発電所に係る設備)

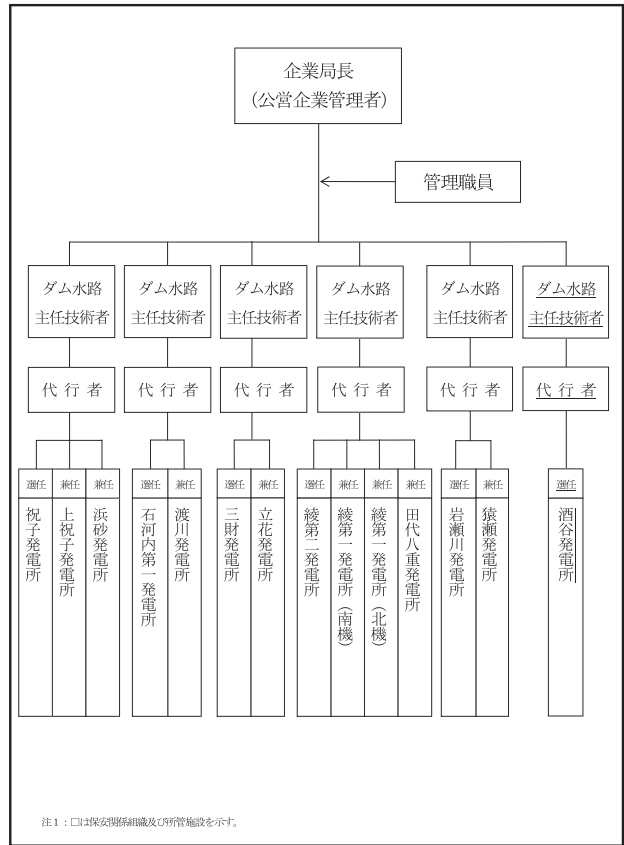


※1:太陽光発電設備含む。
 注1:□は保安関係組織及び所管施設を示す。

(水力発電所建設に係る事業場) [略]
 (水力発電所に係る設備)



注1：□は保安関係組織及び所管施設を示す。



注1：□は保安関係組織及び所管施設を示す。

(水力発電所建設に係る事業場) [略]

別表第2～別表第3 [略]

別表第4 (第10条、第12条、第14条、第15条、第17条、第19条関係)

細 則 一 覧 表

項 目	規 程 等
1 一般的事項に関するもの	保安関係文書管理要領 技術職員養成研修実施要領
2 運転、操作及び保守に関するもの	
(1) 発電設備関係	水力発電所電気設備巡視点検細則 ダム水路工作物巡視点検細則 電力保安通信設備巡視点検細則 送配電設備巡視点検細則 水力発電所運転操作要領 ダム操作規則 祝子ダム 綾北ダム 渡川ダム 綾南ダム 松尾ダム 岩瀬ダム 立花ダム 田代八重ダム ダム操作規程 寒川ダム 古賀根橋ダム ダム等管理規程 浜砂ダム 猿瀬取水堰
(2) 需要設備関係	自家用電気工作物(需要設備)巡視点検細則
3 非常対策に関するもの	宮崎県地域防災計画 宮崎県企業局災害対策運営要領

(水力発電所建設に係る事業場) [略]

別表第2～別表第3 [略]

別表第4 (第10条、第12条、第14条、第15条、第17条、第19条関係)

細 則 一 覧 表

項 目	規 程 等
1 一般的事項に関するもの	保安関係文書管理要領 技術職員養成研修実施要領
2 運転、操作及び保守に関するもの	
(1) 発電設備関係	水力発電所電気設備巡視点検細則 ダム水路工作物巡視点検細則 電力保安通信設備巡視点検細則 送配電設備巡視点検細則 水力発電所運転操作要領 ダム操作規則 祝子ダム 綾北ダム 渡川ダム 綾南ダム 松尾ダム 岩瀬ダム 立花ダム 田代八重ダム 日南ダム ダム操作規程 寒川ダム 古賀根橋ダム ダム等管理規程 浜砂ダム 猿瀬取水堰
(2) 需要設備関係	自家用電気工作物(需要設備)巡視点検細則
3 非常対策に関するもの	宮崎県地域防災計画 宮崎県企業局災害対策運営要領

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

正 誤

平成28年9月29日付け県公報（第2833号）中

ページ	段	行	誤	正
2	左	48	平成19年宮崎県告示 第 731号	平成19年宮崎県告示 第 730号

--	--